

## 特定教育・保育施設等の利用定員について

### 1 確認制度及び利用定員について

- 教育・保育の提供により、施設型給付費及び地域型保育給付費を受けようとする特定教育・保育施設等は、給付費の支給対象となる施設等であることについて、市町村の「確認」を受けることとされている。（子ども・子育て支援法第27条、第29条）
- 市町村の「確認」は、特定教育・保育施設等からの申請に基づき、利用定員を定めて行うこととされている。（子ども・子育て支援法第31条、第43条）
- 利用定員は、認定区分（1号認定、2号認定、3号認定（1・2歳児）、3号認定（0歳児））ごとに定めることとされている。（子ども・子育て支援法施行規則第29条、第39条）
- 利用定員を定めるときは、あらかじめ審議会（鶴岡市児童福祉審議会）の意見を聴かなければならないこととされている。（子ども・子育て支援法第31条、第43条）

### 2 令和2年度における利用定員の変更等について

区分	No.	施設名	利用定員	変更年月日 (予定)	摘要
新規	1	(幼保連携型認定こども園) ちわら菜の花こども園	75	R2.4.1	新設
	2	(小規模保育) ニチキッズつるおか天神保育園	19	R2.4.1	新設
変更	1	(幼保連携型認定こども園) 城南幼稚園・城南保育園	142→140	R2.4.1	定員・内訳の変更 * 1号・2号の定員見直し
	2	(幼保連携型認定こども園) 大宝幼稚園	120→135	R2.4.1	幼稚園→認定こども園に移行
	3	(幼保連携型認定こども園) ちとせはぐみ園	60→75	R2.4.1	保育所→認定こども園に移行
	4	(幼保連携型認定こども園) 三瀬保育園	60→70	R2.4.1	保育所→認定こども園に移行
	5	南部保育園	120→140	R2.4.1	定員増 * 移転新築
	6	道形保育園	100→80	R2.4.1	定員減 * ちわら菜の花こども園との定員調整
	7	大東保育園	45	R2.4.1	定員内訳の変更 * 0歳児受入れの開始
	8	あつみ保育園	70→60	R2.4.1	定員減 * 地域の子どもの減少

※ 別紙「特定教育・保育施設等の利用定員一覧」参照